



## 新様式の申請書（届出書）のご使用をお願いします （令和5年1月以降）

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書（届出書）の様式を変更します。

令和5年1月以降は、スムーズなお支払いのために新様式のご使用をお願いします。

### 様式を変更する主な申請書（届出書）

#### 健康保険給付関係

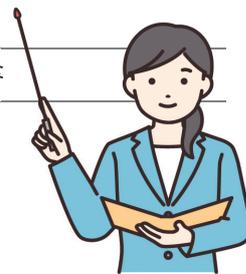
傷病手当金支給申請書  
療養費支給申請書（立替払等）  
療養費支給申請書（治療用装具）  
限度額適用認定申請書  
限度額適用・標準負担額減額認定申請書  
高額療養費支給申請書  
出産手当金支給申請書  
出産育児一時金支給申請書  
出産育児一時金内払金支払依頼書  
埋葬料（費）支給申請書  
特定疾病療養受療証交付申請書

#### 任意継続関係

任意継続被保険者資格取得申出書  
任意継続被保険者被扶養者（異動）届  
任意継続被保険者資格喪失申出書  
任意継続被保険者氏名 生年月日 性別  
住所 電話番号変更（訂正）届

#### 被保険者証等再交付関係

被保険者証再交付申請書  
高齢受給者証再交付申請書



- 新様式の申請書（届出書）は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。なお、協会けんぽ東京支部からお送りすることも可能です。新様式でのご申請は、令和5年1月以降をお願いします。

ダウンロードはこちら→



## 申請書の提出は“郵送”でお手続きをお願いします

協会けんぽへの各種申請はすべて郵送で行うことができます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも郵送でのご提出をお願いします。

協会けんぽ東京支部のホームページでは、切り取って封筒の宛名としてご利用いただける「宛名ラベル」もダウンロードいただけます。ぜひご活用ください。

ダウンロードはこちら→



貼付けイメージ

164-8540  
全国健康保険協会  
東京支部 宛

貼付けイメージ

# 被扶養者状況リストのご提出をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

協会けんぽからお送りする「被扶養者状況リスト」記載の対象者の扶養状況をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

1 事業所あてに  
「被扶養者状況リスト」を  
お送りします。  
- 令和4年10月中旬～11月上旬 -

2 対象者の扶養状況を  
確認してください。

3 確認した状況をリストに  
記入しご提出ください。  
提出期限  
令和4年11月30日(水)

加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。  
なお、確認が必要な対象者がいない場合、被扶養者状況リストの送付はございません。

## 健康診断の結果、放置していませんか？

健康診断を受けたAさん。基準値を超えた検査項目がありましたが放置してしまいました。なぜなら、自覚症状がなかったからです。放置し続けた結果、Aさんは、数年後に脳梗塞を発症してしまいました。発症リスクを減らすターニングポイントは何度もあったのに…

Aさんのケースは  
決して他人事ではありません



見逃さないで！

### ターニングポイント① メタボリックシンドロームになったとき

「特定保健指導」でサポートします！

■メタボリックシンドローム（または予備群）の方へ特定保健指導の案内をお送りします。保健師・管理栄養士と面談を受けていただき、生活習慣の改善や減量を目指すプログラムです。

対象 腹囲・BMI・血圧・血糖・脂質の数値等が一定の条件に該当した方

見逃さないで！

### ターニングポイント② 発症リスクが重なったとき

「重症化予防対策」でサポートします！

■数値が高いにも関わらず医療機関を受診していない方へ受診勧奨通知をお送りします。

対象 血圧、血糖、LDLコレステロールの数値が高い方  
慢性腎臓病（CKD）が疑われる方

■糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの参加案内をお送りします。

対象 糖尿病にて受診中で健診結果が一定の条件に該当した方

CHECK！

自覚症状がなくても健康診断の結果が危険度を知らせてくれます。

案内が届いたら  
将来のあなたを助ける  
チャンスと  
捉えましょう。



全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階  
電話 03-6853-6111（代表）

・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者（国民健康保険組合等）にお問い合わせください

協会けんぽ Times のバックナンバーは  
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます

令和4年11月号



発行元

申請書の提出は お待たせしない、お出掛けしない、郵送での申請が便利です